

## 組合会計相談コーナー&lt;441&gt;

公認会計士 松澤 修

## 交際費課税の改正

**Q** 平成18年度税制改正において、交際費課税に関し、交際費の課税範囲から一人当たり5,000円以下の飲食費が除外されることとなりましたが、一人当たり5,000円の判定計算はどのように行なえばよいのでしょうか。なお、この改正はいつから適用されることになるのでしょうか。

**A** 平成18年度の税制改正において、次のような交際費課税の改正が取り上げられた。

<改正前の制度> 法人が各事業年度において支出する交際費等の額は、その事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、資本金額が1億円以下の法人については、交際費支出額年400万円以下の部分の10%相当額と年400万円を超える部分の金額の合計額が損金不算入とされる。

<交際費等の範囲の見直し> 平成18年度改正において、交際費等の範囲から一人当たり5,000円以下の一定の飲食費が除外された。一定の飲食とは、飲食その他これに類する行為のために要する費用をいうが、専らその法人の役員・従業員又はこれらの親族のために支出する費用は除かれる。一人当たり5,000円以下の判定は、飲食等に要した費用をその飲食等に参加した者の数で除して計算する。消費税に関しては、税込処理の法人は税込みの金額により、税抜処理の法人は税抜きの金額により計算し判定する。なお、この適用を受けるには、飲食等の費用について、次の事項を記載した書類の保存が要件とされる。

その飲食等のあった日
その飲食等に参加した得意先・仕入先その他事業に関係のある者の氏名又は名称
その飲食等に参加した者の数
その飲食等のために要した金額並びに飲食店の名称及びその所在地
その他参考となるべき事項

<適用関係> 交際費課税の制度は、平成20年3月31日まで2年延長する。平成18年度の改正については、法人の平成18年4月1日以後に開始する事業年度より適用する。